

# 私立学校の振興に関する行政評価・監視結果に基づく勧告(要旨) - 高等教育機関を中心として -

勧告先: 文部科学省

勧告日: 平成14年12月17日

実施時期: 平成13年8月～14年12月

## 【行政評価・監視の背景事情等】

我が国の私立の大学及び短期大学は、在学する学生数及びその割合が、平成14年5月現在、大学で約201万人、73.8パーセント、短期大学で約24万人、90.8パーセントを占め、高等教育機関の中で大きな役割を担う。一方、少子化による教育対象人口の急減に伴う厳しい経営環境への対応が課題

国は、私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)の趣旨に沿って、私立大学等を設置する学校法人に対する日本私立学校振興・共済事業団(以下「私学事業団」という。)を通じた経常費補助金(平成14年度予算約3,200億円)の交付など各種振興方策を実施

私立大学等においては、役員を選任や理事会等の開催等について、私立学校法(昭和24年法律第270号)等の規定に基づき、適正な管理運営を行うことが必要

「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定、同計画改定平成14年3月29日閣議決定)を踏まえ、平成14年11月、第155回国会において第三者認証評価制度の導入等を内容とする学校教育法の一部を改正する法律が成立

この行政評価・監視は、このような状況を踏まえ、私立大学等について、私学助成事業等の実施状況、学校法人の運営状況、財務状況の公開及び自己点検・評価等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

調査対象機関: 文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、学校法人(87)、私立大学(63)、私立短期大学(32)、関係団体等

担当部局: 行政評価局、管区行政評価局(7)、四国行政評価支局、行政評価事務所(13)

## 【主な勧告事項】

### 1 私学助成事業等の実施状況

私学事業団が行う経常費補助金の配分の適正化  
(一般補助)

- ・ 一般補助は、教職員の給与費、教育研究の経費等の費目ごとにそれぞれ専任教職員数や学生数等に単価を乗じて算定。平成13年度における交付額(決定額)は、2,241億円(608学校法人)
- ・ 私学事業団は、一般補助の配分を重点的に行うため、納付金収入に対する教育研究経費等支出の割合、翌年度繰越消費収入超過額(以下「収入超過額」という。)の保有状況、専任教職員の年間給与費(役員報酬を含む。)等により増減額調整を実施

### ア 収入超過額による調整の状況

- 1) 調査した87学校法人(68大学法人、19短期大学法人)のうち、減額調整の対象となる3億円以上の収入超過額を計上しているのは33法人(収入超過総額2,209億円)、33法人に対し平成12年度に計71億円の一般補助金を交付
- 2) 33法人のうちi.)収入超過額が50億円以上100億円未満は9法人、ii.)同100億円以上は4法人。この中には566億円にも上る多額な収入超過額を計上する法人あり(同法人の収入超過額は、仮に在籍学生数が半減し、一般補助の不交

付の状況等が続いても20年以上学校運営が可能な額)。同法人に対しても、約5億円の一般補助を交付

## イ 専任教職員等の年間給与費による調整の状況

- ・ 著しく高い役員報酬、専任教職員給与を支払っている学校法人に対し、減額調整を実施(昭和58年度から)
- ・ 専任教職員等ごとの年間給与費が減額基準額(平成5年度から役員は2,200万円、専任教員は1,800万円、専任職員は1,200万円)を超える場合に当該超過額を減額

- 1) 調査した95私立大学等(63大学、32短期大学)のうち、47大学等(41大学、6短期大学)で専任教員又は専任職員の年間給与費による減額調整が行われ、その減額総額は約16億1,600万円(専任教員について6大学で約1,100万円の減額、専任職員について46大学等(40大学、6短期大学)で約16億500万円の減額)
- 2) 減額基準額は、i.) 理事等役員は特殊法人の総裁クラス、ii.) 専任教員は東京大学及び京都大学の総長クラス、iii.) 専任職員は国立大学の事務局長クラスのそれぞれの年間給与額を参考として設定され、現行基準額は平成5年度以降見直しなし。

### 勧告要旨

私学事業団に対し、次の事項について指導する必要がある。

- 1) 収入超過額による減額調整に当たっては、多額な収入超過額を計上するなど経営の健全性が十分確保されている学校法人が設置している私立大学等について、一般補助を更に大幅に減額する方向で見直すこと。
- 2) 専任教職員の年間給与費による減額調整については、最近における私立大学等の給与水準の動向等を踏まえ、減額基準額を引き下げることについて検討すること。

## 2 学校法人の運営状況

### (1) 理事会及び評議員会の運営の適正化

- ・ 学校法人の理事長は、「学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準」(昭和50年文部省告示第32号)により他の学校法人の理事長を2以上兼ねることが禁止
- ・ 学校法人の業務は、私立学校法第36条に基づき、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決すること、また、同法第41条に基づき、評議員会を置くことが義務付けられ、理事長は、同法第42条に基づき予算、借入金及び重要資産の処分に関する事項等について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないが、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとするができる。
- ・ 監事は、同法第37条第4項に基づき、学校法人の財産の状況、理事の業務執行の状況を監査することなどとされており、理事又は学校法人の職員を兼ねることが禁止

調査した87学校法人において、次のとおり、不適正な例あり。

- 1) i.) 理事会の議決を経ず、評議員会の意見を聞かずに基本金の組入れ又は借入れが行われているもの(2法人)、ii.) 理事会の議決を経ることなく基本金の組入れ又は借入れが行われているもの(2法人)
- 2) 諮問機関とされている評議員会の事前の意見を聞くことなしに、理事会において補正予算等について議決が行われているもの(2法人)

- 3) i.) 諮問機関とされている評議員会を、理事会が議決した後に開催しているもの(10法人)、ii.) 寄附行為により評議員会が議決機関とされていないながら理事会の前に開催しているなど、実質的に諮問機関となっているもの(1法人)
- 4) i.) 理事長が他の二つの学校法人の理事長を兼ねているもの(1法人)、ii.) 監事が議決機関である評議員会の評議員を兼ねているもの(1法人)、iii.) 寄附行為の規定に反して評議員を職員から選任しているもの(1法人)

#### 勸告要旨

学校法人に対し、次の事項について指導する必要がある。

- 1) 理事会及び評議員会の運営については、寄附行為の規定に沿って、適正に行うこと。
- 2) 理事長、監事及び評議員の選任等については、私立学校法等の規定に沿って適正に行うこと。

### (2) 第2号基本金組入れの適正化

- ・ 学校法人は、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)第16条に基づき、あらかじめ帰属収入(学生等納付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入)から将来固定資産を取得するための資金を第2号基本金として組入れ
- ・ 文部科学省は、高等教育局長通知(昭和62年8月)により、学校法人に対し、1) 高額な固定資産の取得に係る基本金組入れは、組入計画に従って年次・段階的に行うこと、2) 収入超過状況の如何によるその都度の組入予定額の変更はしないこと、3) 組入計画は、議決機関である理事会又は評議員会で決定すること等を指導

調査した61学校法人(50大学法人及び11短期大学法人)における平成12年度の第2号基本金の組入状況をみると、計150の組入計画が設定。このうち15法人の28組入計画に基づく組入れについて、次のとおり、高等教育局長通知に反する不適正な例あり。

- 1) 組入計画で予定していた固定資産の取得の見通しが立っていないもの、及び組入計画が何回も変更され、計画の実現の確実性に疑問のあるもの(11法人24組入計画)
- 2) 前年度決算見込みにより基本金の組入額を増額又は減額しているもの(2法人2組入計画)
- 3) 組入計画の変更に当たり、議決機関である理事会又は評議員会の決定を経ず、組入れ実施後に変更の決定手続きを行っているもの(2法人2組入計画)

#### 勸告要旨

学校法人に対し、不適正な第2号基本金組入れの具体例を紹介するなど、第2号基本金の組入計画に基づく組入れを適正に行わせるための指導の徹底を図ること。

### 3 財務状況の公開及び自己点検・評価等の実施状況

#### (1) 私立大学等における財務状況の公開の推進

- ・ 「規制緩和推進3か年計画(再改定)」(平成12年3月31日閣議決定)において、学校法人の財務状況に関する情報の公表を促進することを、また、「規制改革推進3か年計画(改定)」(平成14年3月29日閣議決定)において、平成14年度中に財務状況の公開のための具体的な内容や方法等について結論を得て、

可能なものから順次実施することを明記

・ 文部科学省は、私立大学等の事務局長等を対象とした学校法人の運営等に関する協議会(年1回)等の場において財務状況の公開について積極的な対応を要請。また、毎年、財務状況の公開に関する調査を実施し、その結果を公表するなどにより財務情報の一層の公開を推進

- 1) 調査した87学校法人のうち、財務状況の公開を未実施のものが5法人(3大学法人、2短期大学法人)

未実施の理由:i.)財務状況が悪化しており、公開することによって学生募集への悪影響が懸念されること(2法人)、ii.)経営状況は健全であり、あえて公開する必要はないこと(1法人)、iii.)既往年度の財務諸表が確認できないという特殊な事情にあること(1法人)、iv.)教職員、保護者等からの公開要請がないこともあって、公開に向けて具体的な取組をしていないこと(1法人)。

- 2) 公開を行っている82法人(65大学法人、17短期大学法人)の公開状況

・ 公開方法(複数回答):i.)申出があった場合に閲覧をさせているもの64法人(うち公開方法を閲覧に限定しているもの11法人)、ii.)学内報等の刊行物に掲載しているもの58法人、iii.)インターネットのホームページに掲載しているもの12法人など

・ 公開対象者:i.)教職員に限定18法人、ii.)教職員、在学生及びその保護者21法人、iii.)大学等関係者に限らず広く国民一般37法人、iv.)その他6法人

・ 公開内容:i.)会計基準上作成することとされている資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の3書類(概要を含む。)のもの71法人、ii.)3書類のうち2書類5法人、iii.)3書類のうち1書類6法人

一方、学校法人と同様に公益性を有する社会福祉法人、特定非営利活動法人(いわゆるNPO法人)、公益法人等においては、財務情報の公開について積極的な取組(社会福祉法人及び特定非営利活動法人について法律上明記)

### 勧告要旨

- 1) 財務状況の公開の内容、実施方法、対象者等についての具体的な指針を作成し、学校法人に提示すること。特に、公開の実施方法については、インターネットの積極的活用留意すること。
- 2) 学校法人の財務状況の公開について、その徹底を図るため、法定化を含めた方策の在り方を検討すること。

- (2) 私立大学等における自己点検・評価等の推進

・ 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)及び短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)において、1)教育研究活動等の状況について自己点検・評価を行い、その結果を公表すること、2)自己点検・評価の結果について学外者による検証を行うよう努めることが規定(平成11年に設置基準を改正)

・ 大学審議会答申(「高等教育の一層の改善について」(平成9年))等において、評価項目として教育理念・目標の設定、カリキュラムの編成、教育指導の在り方、教授方法の工夫等を列記

- 1) 調査した95私立大学等のうち、自己点検・評価を未実施のものが4大学等(2大学、2短期大学)

未実施の理由:i.)大学開設後の経過年数が10年に満たず、自己点検・評価を行う体制整備が不十分であること(2大学)、ii.)教員数が11人と少なく、自己点検・評価を行っても形式的なものとなるおそれがあること(1短期大学)、iii.)

経営再建中であり自己点検・評価を行う余裕がないこと(1短期大学)

また、自己点検・評価を実施している91大学等の中には学生による授業評価アンケートにとどまっているものが3大学等(2大学、1短期大学)、学生による授業評価アンケート及び教員による自らの教授方法等(学生の理解、授業の事前準備、教材の活用、授業の開始・終了時刻の遵守等)に関するアンケートにとどまっているもの1短期大学

- 2) 自己点検・評価を実施している91大学等のうち、その結果を未公表のものが19大学等(12大学、7短期大学)  
未公表の理由:i.) 授業評価アンケート等主に内部での活用を目的として自己点検・評価を実施したこと(9大学等)、ii.) 自己点検・評価結果報告書の内容等が公表できるレベルにないこと(1大学)、iii.) 公開に関する学内規程が定められていないこと(1大学)等
- 3) 自己点検・評価結果を公表している72大学等のうち、公表方法として効果的であると考えられるインターネットのホームページに掲載しているもの5大学等(4大学、1短期大学)。他の大学等は自己点検・評価結果報告書を文部科学省や他大学等に送付
- 4) 学外者による検証規定が設けられた平成11年9月以降において自己点検・評価結果報告書を作成している58大学等(38大学、20短期大学)のうち、学外者による検証が未実施のものが46大学等(79パーセント)  
未実施の理由:i.) 自己点検・評価の充実に努めている段階であること(8大学、3短期大学)、ii.) 検証を依頼する適当な学外者の選定等が困難であること(2短期大学)、iii.) 検証方法等に関する統一的な基準(指針)がなくその有効な検証が期待できないこと(1短期大学)、iv.) 全国的な観点から他の同系大学と比較した上での検証でないという意味がないが、それが期待できないこと(1大学)、v.) 一定期間ごとに検証を受けることとしており、まだ、その時期にきていないこと(6大学)等

### 勧告要旨

- 1) 私立大学等に対し、自己点検・評価及びその結果の学外者による検証を適切に実施するよう指導の徹底を図ること。
- 2) 今後導入が予定されている第三者による継続的な認証評価制度や国公立大学における自己点検・評価の実施状況との関係に留意しつつ、私立大学等における自己点検・評価の一層の進展・充実に図るため、自己点検・評価の実施方法、結果の公表方法、学外者による検証方法、実施周期等について、各大学等における推奨される取組状況を積極的に提示するなど、必要な環境整備に積極的に取り組むこと。

### [その他勧告事項]

- 1 経常費補助金のうち特別補助の適正な配分
- 2 教育研究費補助事業の充実
- 3 第2号基本金に係る引当特定預金(資産)設定の明確化
- 4 視学委員制度の在り方の見直し
- 5 申請者負担の軽減 等